

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

体罰等によらない子育てを広げましょう！

問合せ 市役所こども支援課 (☎31-4204)

20(令和2)年4月から子どもへの体罰は法律で禁止されました。体罰等によらない子育てを行うために、以下のポイントを心掛けながら、子どもとの関わりを考えてみましょう。

ポイント
1

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。子どもに問い掛けをしたり、相談をしたりしながら、どうしたら良いかを一緒に考えましょう。



ポイント
2

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

保護者の気を引きたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなどさまざまな理由があります。「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことはありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合えない…というのも一つの方法です。



ポイント
3

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

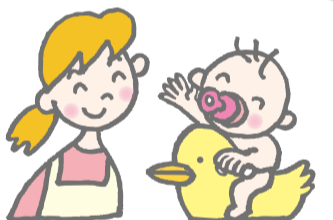
子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



ポイント
4

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心掛けましょう。子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分のできるような環境づくりを工夫してみましょう。



ポイント
5

注意の方向を変えるなど、子どものやる気に働きかけましょう

子どもは、すぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能な限り待つことも一案です。難しいければ、場面を切り替えるなど注意の方向を変えてみてもよいでしょう。子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



ポイント
6

肯定文で分かりやすく、時には一緒に、お手本に

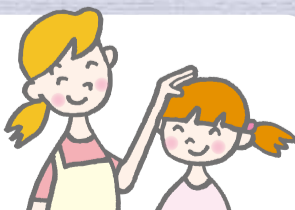
子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。



ポイント
7

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



●しつけと体罰のちがいは

しつけのためであっても、体に何らかの苦痛や意図的な不快感をもたらす行為である場合は軽いものでも体罰に該当します。

しつけは、子ども自身を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにサポートする行為です。

子どもにしつけをするときには、体罰ではなく、どうすれば良いのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

●虐待を見たり聞いたり、もしかして?と思ったら

どんなにひどい虐待を受けていても、子どもたちが自らSOSを発することはとても難しいものです。また、虐待をしてしまう親も、不安や悩みを抱えていることがあります。子どもや保護者との関わりの中で「もしや?」と気付くことは、児童虐待の防止や発見にとっても重要です。

子どもたちが健やかに成長することができるよう、地域の皆様のご協力をお願いします。

「虐待を受けたと思われる子どもがいたら」
「妊娠、出産、子育てに悩んでいたら」

市町村や児童相談所の相談窓口にご連絡ください!



市役所こども支援課 (☎31-4204)
釧路児童相談所 (☎92-3717)
阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)
音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)
釧路こども家庭支援センター (☎32-1150)

オレンジリボン運動

～児童虐待を無くしたい、その気持ちを胸に～

児童虐待防止のシンボルであるオレンジ色のリボンを身に付け、子どもたちへの虐待を無くしたいという思いをみんなで共有し、伝えていく運動です。

大切な子どもたちの心を救う活動を広げていきましょう。



●オレンジリボンは、市役所こども支援課、各支所、行政センター窓口に置いてありますので、ご自由にお持ちください。

オレンジリボン運動公式サイト
☎ <http://www.orangeribbon.jp/>